

滑川市新規創業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号）第21条の規定に基づき、滑川市新規創業奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出（以下「開業届出書」という。）により、新たに事業を開始すること又は法人税法（昭和40年法律第34号）第148条に規定する内国普通法人等の設立の届出（以下「法人設立届出書」という。）により、新たに法人を設立し、事業を開始すること。
- (2) 創業者 創業を行おうとする者であつて、新たに事業を開始する具体的な計画を有する者又は創業を行い創業日から1年を経過していない者
- (3) 創業日 個人事業主にあつては開業の日、法人にあつては会社設立の日

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 個人事業主にあつては、市内に居住し住民登録をしており、市内に事業所を設置する創業者又は法人にあつては、市内に事業所を設置する創業者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 「滑川市創業支援事業計画」に基づく特定創業支援事業による支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産

業省令第1号)第7条第1項の規定による証明を受けるに該当する者
2 前項に該当する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付対象者としな

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営む者
- (2) 滑川市暴力団排除条例(平成24年滑川市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
- (3) 他の者が行っていた事業を承継して事業を営む者
- (4) 滑川市市街地空き地空き家活用支援事業補助金の交付を受けている者
- (5) その他市長が適切でないと認める者
(奨励金の交付)

第4条 市長は、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において奨励金を交付する。

2 奨励金の交付は、同一創業者につき1回限りとする。
(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、200,000円を限度とする。
(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、滑川市新規創業奨励金交付申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 税務署受付印のある開業届出書の控えの写し又は法人設立届出書控えの写し
- (2) 創業事業計画(収支予算が記載されたもの。以下「事業計画書」という。)
- (3) 事業に際し、官公署が発行する許可証、認可証、登録証等が必要な場合はその写し
- (4) 市税の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書は、創業が行われた月の翌月から起算して 6 か月以内に提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合には、これを審査し、
適当と認めたときは、奨励金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還等)

第 8 条 市長は、奨励金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに
該当する場合は、奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励
金の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定又は交付を受けたと
き。

(2) その他市長が不適當と認めたとき。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、
市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降の創業につ
いて適用する。

2 この告示は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。